治療用装具・生血明細書について

適応基準

診療担当医師により、治療遂行上必要と認められ、当該傷病の治療中に購入し、装着又は輸血した治療用装具・ 生血(新鮮血)について請求する際に使用します。

治療用装具の給付金額について

※1)医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合は、いったん全額(10割分)負担し、保護者が保険者に申請することにより、装具代の7割が療養費として保険者から支給されます。

スポーツ振興センターの給付金は、医療機関での医療費と同様に3割(高額療養費に該当した場合はその限度額)に療養に伴って費用の1割を加えて支給されます。

治療用装具・生血明細書の書き方

- ① 装具装着年月日と同月の「医療等の状況」と一緒に請求してください。
- ② 診療医師及び保護者に証明していただき、保健室に提出してください。
- ③ 装具制作会社、医療器材店または医療機関の領収書のコピーを必ず添付してください。
 - ★領収書等の原本はご加入の健康保険会社へ※1に関してご請求時に必要になりますので、大切に保管しておいてください。
- ④治療用装具とは、治療上必要とする装具のことで、「購入した松葉づえ」などもこれに該当します。
 - ★レンタルや医師以外の指示により購入したもの、スポーツ用品店などで購入したものは給付対象にはなりません。

